平成２６年（フ）第４３号
兵庫県加西市北条町古坂515番地
債務者　下門　良重
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第６６号
岡山県美作市江見451番地
債務者　江見　俊宏
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１８６号
香川県高松市香南町由佐180番地
債務者　オヤサボ智恵（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１８８号
香川県高松市田村町636番地　市住１―30
債務者　本多　理代
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４５号
香川県仲多度郡琴平町榎井623番地２　浜ゆう荘202号室
債務者　白川　　守
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第６４号
香川県仲多度郡まんのう町炭所西1481番地８
債務者　大西　信二
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第７９号
長崎県大村市小川内町735番地、前住所長崎県大村市西乾馬場町416番地　大村駐屯地８棟１階
債務者　渕　　俊悦
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第８１号
長崎県大村市武部町154番地14、前住所長崎県諫早市森山町上井牟田801番地
債務者　竹下真由美
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第６１４号
千葉県市川市大洲２丁目８番28号
債務者　大谷　和子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６２７号
千葉市中央区大森町469番地１　ガーデンコート大森台203号
債務者　佐野　幸一
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６８７号
千葉市中央区千葉港３番21号　サングランデ千葉みなと306号
債務者　廣中　明子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７２２号
千葉県八千代市勝田台北３丁目２番20号　勝田台ハイツ206号、申立時の住所千葉県八千代市村上1113番地１　１街区33棟217号
債務者　原　比呂子（旧姓谷﨑）
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７２９号
千葉県船橋市七林町438番地13
債務者　宮本　正則
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７３３号
千葉市若葉区西都賀４丁目１番８号　サンハイツ102号
債務者　阿度　　明
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９３号
北海道小樽市銭函３丁目314番地174
債務者　稲澤　　博
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第９４号
北海道小樽市銭函３丁目314番地174
債務者　稲澤眞知子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第９３号
北海道苫小牧市字沼ノ端929番地の４　レオパレスリラ116号
債務者　山城　正紀
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部